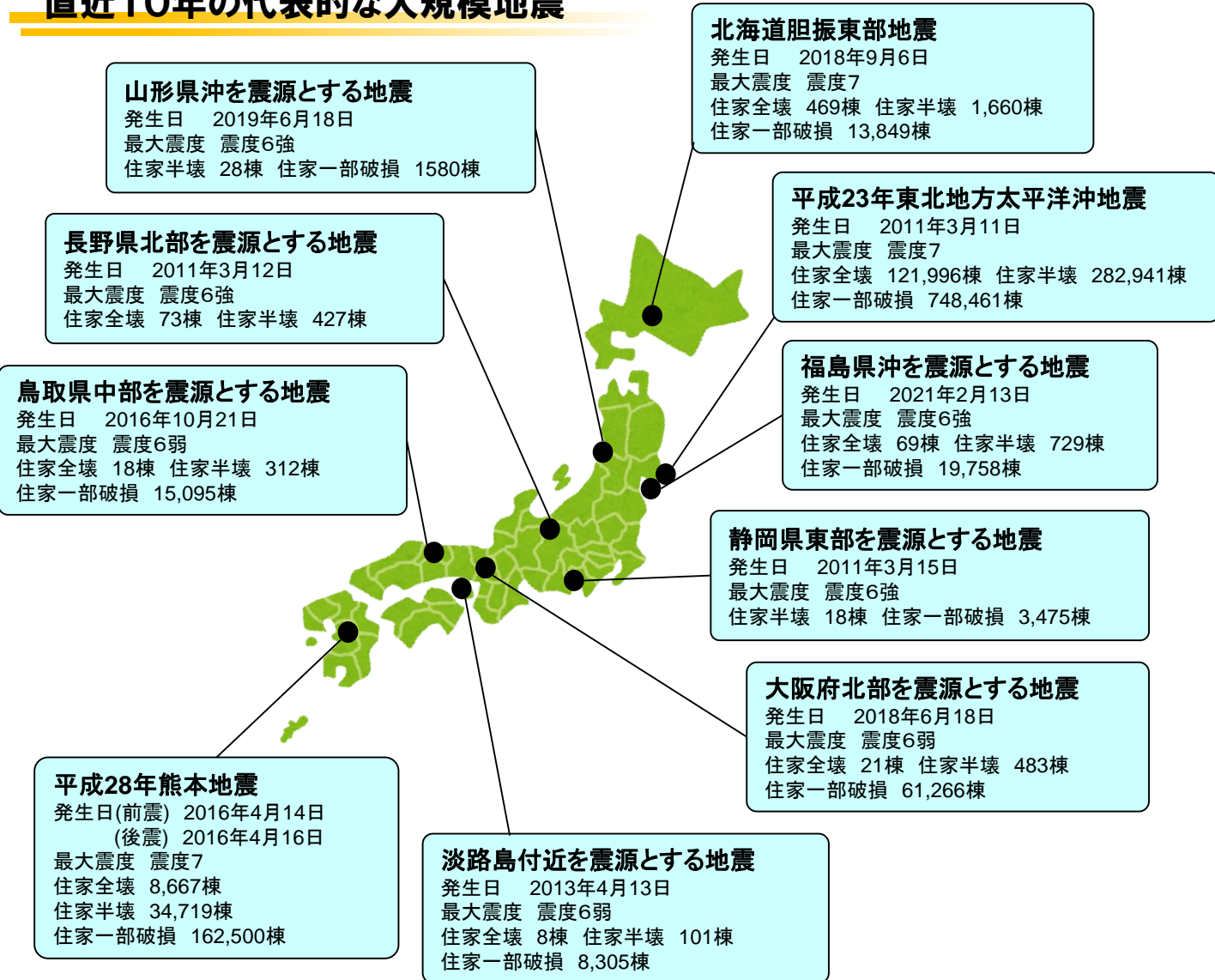


耐震化のススメ

近年、日本各地で大きな地震が発生しています。いつどこで大きな地震が起こるかわかりません。大きな地震の発生直後に、まずは建物の倒壊によって下敷きにならないこと、地震後に生活や事業を早く再建すること、高額な再建費用がかからないようにすること等が大切です。大きな地震から命や財産を守るためにも、建物の耐震診断、耐震改修を進めていきましょう！

直近10年の代表的な大規模地震



※ この図は直近10年の代表的な大規模地震を記載したもので、近年全ての大規模地震を記載したものではありません。
 ※ 下記以外の住家の損害状況は、総務省消防庁によります。
 ※ 長野県北部を震源とする地震の住家の被害状況には、余震による被害を含みます。
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震の住家の被害状況には、余震による被害及び3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含まれます。

奈良県住宅・建築物
耐震化等促進協議会

Nº25 令和3(2021)年9月発行

ニュースレター

- 令和3年度総会を书面開催しました
- 奈良県耐震改修促進計画の改定について
- トピック：耐震化のススメ

当協議会の詳細については
奈良県建築安全推進課のHPをご覧ください

奈良県耐震化協議会 検索

耐震技術者等派遣事業を実施しています（活用のお願ひ）

県では、耐震診断・耐震改修に関する研修会等における講演や専門的な相談に応じられる技術者等を派遣する事業を実施しています。

積極的な活用をお願いします。

奈良県建築安全推進課建築審査係 TEL：0742-27-7561 までご連絡ください。



奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL：0742-27-7561 FAX：0742-27-7790

発行日：令和3(2021)年9月

◆ 総会を书面開催しました

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面により総会を開催しました。また、同理由により、例年開催していた講演会は開催を見送りました。

○ 日 程：令和3年7月1日（木）

○ 内 容

《議案1》令和3年度活動計画（案）について

《報告1》令和2年度活動報告について

《その他》令和2年度耐震改修優秀建築賞受賞・奈良ホテルのご紹介

○ 書面決議結果

議案1 賛成 30、 反対 0

過半数の賛成をもって可決されました。

令和3年度 活動計画

● 奈良県

● 奈良県耐震改修促進計画の推進

【民間建築物】

① 建築物の耐震化普及事業の実施

- 市町村が実施する耐震セミナー等の開催支援
- パンフレット類の配布
- ニュースレターの配布
メールによる配信、県ホームページ掲載
- なら県政出前トークの実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現在開催見合わせ中）
- 既存ブロック塀の安全点検についての普及啓発
相談窓口の設置、県ホームページ掲載

② 既存木造住宅耐震診断支援事業の実施（市町村への補助）

- 1戸あたり5万円を限度に補助（国・県・市町村）、県費予算件数100件

③ 既存木造住宅耐震改修支援事業の実施（市町村への補助）

- 1戸あたり50万円以上の耐震改修工事に20～100万円を補助（国・県・市町村）
県費予算件数32件

④ 特殊建築物等耐震診断支援事業の実施（市町村への補助）

- 住宅：1棟あたり事業費13万6千円の2/3を限度に補助（国・県・市町村）
- 建築物：1棟あたり事業費200万円の2/3を限度に補助（国・県・市町村）
- 県費予算件数：住宅4件、建築物1件

⑤ 耐震技術者等派遣事業の実施

- 協議会団体の研修会、耐震セミナー等に耐震技術者を派遣
派遣予定者数7名

⑥ 耐震シェルター設置工事費補助事業の実施



【公共建築物】

⑦ 県有建築物の耐震改修プログラムに沿った耐震化促進

⑧ 県有施設等耐震検討チームにおける耐震対策の検討

● 市町村

- 各市町村耐震改修促進計画の改定に努めるとともに、
建築物の耐震化普及事業の実施
既存木造住宅耐震診断支援事業の実施
既存木造住宅耐震改修支援事業の実施
特殊建築物等耐震診断支援事業の実施
に努める

● 建築物所有者管理者団体等

- 建築物の耐震化に向けた活動

● 建築関係団体

- 建築物の耐震化に向けた活動



奈良県耐震改修促進計画の改定について

◆ 耐震改修促進計画を改定しました。

近年、熊本地震（平成28年）や北海道胆振東部地震（平成30年）など巨大地震が頻発し、南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率も70～80%に引き上げられ、本県においてもいつどこで地震が発生してもおかしくない状況です。

このため、引き続き住宅・建築物の耐震化を促進する必要があることから、新たな目標や所有者に対して直接的な耐震化を促す取り組みなど新たな施策を設定し、計画を改定しました。

耐震改修促進計画とは・・・

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画

【 計画策定の目的 】

本県の計画は、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的としています。

【 既存建築物の状況と目標 】

本県には耐震性が不十分と考えられる既存建築物が多数あります。令和7年度までに下記の目標を達成するため、様々な耐震化の促進を図るための施策を進めていきます。

現 状

- 令和2年 住宅の耐震化率・・・約87%
- 令和2年度末 多数の者が利用する
民間建築物の耐震化率・・・約91%
- 令和2年度末
県有建築物の耐震化率・・・約96%

目 標

- 令和7年 住宅の耐震化率・・・95%
- 令和7年度末 多数の者が利用する
民間建築物の耐震化率・・・95%
- 令和7年度末
県有建築物の耐震化率・・・98%以上